

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業会計

事業名	公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、漁業集落排水施設 地域し尿処理施設（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和42年11月9日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	沼津市	職員数（H22. 4. 1現在）	43
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	114円（21年度）	財政力指数	1.047（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	0.966（22年度）
経常収支比率（%）	80.9（21年度）	実質公債費比率（%）	8.3（22年度）
		将来負担比率（%）	91.7（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したもの（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：沼津市、戸田村] 合併に伴い、旧沼津市の下水道事業特別会計に、旧戸田村の漁業集落排水処理事業を新たに特別会計として加え、平成18年4月1日には2つの特別会計を統合して1つの下水道事業会計として地方公営企業法の全部を適用し、企業会計に移行しました。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 に示を付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	沼津市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成26年度
計画策定責任者	沼津市水道事業管理者 五十嵐源嗣
既存計画との関	沼津市行政改革プラン（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	<公表方法>ホームページ等において公表する <議会への説明>委員会等で説明する（2月）
基本方針	沼津市行政改革プランに掲げた「上下水道事業の組織統合による組織体制の見直し」により、定員管理の適正化を実施して効率的な事業運営にあたることと、下水道事業会計が企業会計に移行したことにより、経営分析を強化して適正なコスト管理を実施して経営の健全化に努め、維持管理運営の効率化を図るため、終末処理場の「包括的民間委託」を検討していきます。 また、水洗化促進を積極的に行って、自主財源である下水道使用料のより一層の確保に努めていきます。 これらの経営の効率化を実施したうえで、料金改定については、今後の下水道事業の経営状況及び一般会計の財政状況を勘案したうえで平成25年度に改定を実施していきます。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	66,406.6	214,719.4	301,048.8	582,174.8
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	65,664.6	352,959.5	237,581.7	656,205.7

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	258,944	223,977	426,741	909,662
合 計 (A)		258,944	223,977	426,741	909,662
「繰上償還希望額」欄の 再掲（再掲）の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		258,944	223,977	426,741	909,662

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	66,407	214,719	301,049	582,175
合 計 (A)		66,407	214,719	301,049	582,175
「繰上償還希望額」欄の 再掲（再掲）の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		66,407	214,719	301,049	582,175

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	65,665	352,959	237,582	656,206
合 計 (A)		65,665	352,959	237,582	656,206
「繰上償還希望額」欄の 再掲（再掲）の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		65,665	352,959	237,582	656,206

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																																								
財務上の特徴	<p>1. 下水道事業の概要</p> <p>沼津市の下水道は、昭和42年度に事業に着手し、下水道全体計画区域として、4,753.5haを計画排水区域と定め、現在2,517.1haの事業認可を受け、鋭意施工中です。</p> <p>昭和53年に中部浄化プラントが供用開始して水洗可能都市の仲間入りを果たし、近年では、平成16年に狩野川より東側の区域の汚水を処理する南部浄化センターが供用開始し、平成17年4月の沼津市と戸田村の合併により、戸田処理区の整備を引き継ぎ、平成19年度末には一部供用開始となりました。</p> <p>平成21年度末現在の整備面積は、1743.2haとなり、認可面積に対する進捗率は69%、全市人口普及率（地域下水処理、漁業集落排水処理含む）は52.2%です。</p>																																								
	<p>2. 下水道事業への法適用</p> <p>本市の下水道事業は、平成13年度までは下水道部として特別会計を設置して運営してきましたが、沼津市行政改革推進計画の一環として、平成14年度に組織体制の見直しが行われ、下水道部が水道部に統合され、平成18年度からの企業会計への移行に向けた準備体制に入りました。</p> <p>資産データの所在確認及びデータ量の調査、固定資産台帳管理システム及び財務会計システムの構築、条例・規程等の整備ほかの膨大な移行作業を実施して、平成18年4月に下水道事業に地方公営企業法の全部を適用して企業会計がスタートしました。</p>																																								
	<p>3. 経営指標等についての経年推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率（%）</td> <td>47.2</td> <td>49.8</td> <td>52.2</td> </tr> <tr> <td>処理区域内人口（人）</td> <td>98,906</td> <td>104,056</td> <td>108,446</td> </tr> <tr> <td>有収水量（千m^3）</td> <td>13,127</td> <td>13,277</td> <td>13,437</td> </tr> <tr> <td>使用料収入（百万円）</td> <td>1,018</td> <td>1,031</td> <td>1,043</td> </tr> <tr> <td>収益的支出（百万円）</td> <td>3,858</td> <td>3,875</td> <td>3,893</td> </tr> <tr> <td>収益的収入一般会計繰入金（百万円）</td> <td>2,850</td> <td>2,900</td> <td>2,850</td> </tr> <tr> <td>繰入率（%）</td> <td>73.9</td> <td>74.8</td> <td>73.2</td> </tr> <tr> <td>公債費（元金+利子）（百万円）</td> <td>2,726</td> <td>2,530</td> <td>2,715</td> </tr> <tr> <td>企業債現在高（百万円）</td> <td>40,032</td> <td>41,477</td> <td>43,587</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	普及率（%）	47.2	49.8	52.2	処理区域内人口（人）	98,906	104,056	108,446	有収水量（千 m^3 ）	13,127	13,277	13,437	使用料収入（百万円）	1,018	1,031	1,043	収益的支出（百万円）	3,858	3,875	3,893	収益的収入一般会計繰入金（百万円）	2,850	2,900	2,850	繰入率（%）	73.9	74.8	73.2	公債費（元金+利子）（百万円）	2,726	2,530	2,715	企業債現在高（百万円）	40,032	41,477	43,587
		平成19年度	平成20年度	平成21年度																																					
普及率（%）	47.2	49.8	52.2																																						
処理区域内人口（人）	98,906	104,056	108,446																																						
有収水量（千 m^3 ）	13,127	13,277	13,437																																						
使用料収入（百万円）	1,018	1,031	1,043																																						
収益的支出（百万円）	3,858	3,875	3,893																																						
収益的収入一般会計繰入金（百万円）	2,850	2,900	2,850																																						
繰入率（%）	73.9	74.8	73.2																																						
公債費（元金+利子）（百万円）	2,726	2,530	2,715																																						
企業債現在高（百万円）	40,032	41,477	43,587																																						
<p>4. 類似団体等との水準比較（公共下水道・平成20年度決算）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国平均</th> <th>類似団体平均</th> <th>沼津市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料単価（円/m^3）</td> <td>134.22</td> <td>109.66</td> <td>77.71</td> </tr> <tr> <td>汚水処理原価（円/m^3）</td> <td>155.25</td> <td>138.85</td> <td>164.18</td> </tr> <tr> <td>使用料回収率（%）</td> <td>86.5</td> <td>79.0</td> <td>47.3</td> </tr> <tr> <td>使用料回収率<維持管理費>（%）</td> <td>202.4</td> <td>165.0</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td>一般家庭用使用料（円・20m^3/月）</td> <td>2,552</td> <td>1,704</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>処理人口1人あたりの管理運営費（汚水分）（円/人）</td> <td>17,497</td> <td>16,338</td> <td>21,524</td> </tr> </tbody> </table> <p>○総務省 平成20年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より抜粋 ○類似団体は、富士見市、蕨市、志木市ほか29団体です。</p>		全国平均	類似団体平均	沼津市	使用料単価（円/ m^3 ）	134.22	109.66	77.71	汚水処理原価（円/ m^3 ）	155.25	138.85	164.18	使用料回収率（%）	86.5	79.0	47.3	使用料回収率<維持管理費>（%）	202.4	165.0	90.0	一般家庭用使用料（円・20 m^3 /月）	2,552	1,704	1,500	処理人口1人あたりの管理運営費（汚水分）（円/人）	17,497	16,338	21,524													
	全国平均	類似団体平均	沼津市																																						
使用料単価（円/ m^3 ）	134.22	109.66	77.71																																						
汚水処理原価（円/ m^3 ）	155.25	138.85	164.18																																						
使用料回収率（%）	86.5	79.0	47.3																																						
使用料回収率<維持管理費>（%）	202.4	165.0	90.0																																						
一般家庭用使用料（円・20 m^3 /月）	2,552	1,704	1,500																																						
処理人口1人あたりの管理運営費（汚水分）（円/人）	17,497	16,338	21,524																																						
	<p><各経営指標における沼津市の状況></p> <p>※ここでは、類似団体の基準として、「①処理区域内人口5万人以上10万人未満」、「②有収水量密度7.5千m^3/ha以上」、「③供用開始後25年以上」という3項目の指標に基づいて比較を行いました。</p> <p>①使用料単価</p> <p>全国平均を56.51円、類似団体平均を31.95円下回っており、沼津市は低い水準にあります。</p> <p>②汚水処理原価</p> <p>類似団体の平均を25.33円上回っているものの、全国平均は8.93円しか上回っておらず、沼津市の水準は必ずしも高いものではないと考えられます。</p> <p>③使用料回収率</p> <p>全国平均を39.2%、類似団体平均を31.7%下回っており、沼津市は低い水準にあります。</p>																																								

	<p>④使用料回収率<維持管理費> 全国平均を112.4%、類似団体平均を75%下回っており、沼津市は非常に低い水準にあります。</p> <p>⑤一般家庭用使用料 全国平均を1,052円、類似団体平均を204円下回っており、沼津市は非常に低い水準にあります。</p> <p>⑥処理人口1人あたりの管理運営費 全国平均を4,027円、類似団体平均を5,186円下回っており、沼津市は非常に低い水準にあります。</p>
経営課題	<p>課題① 組織体制の見直し 沼津市行政改革プランにも掲げているように、上下水道事業の組織統合による組織体制の見直し（管理部門の統合等）を実施していますが、さらなる定員管理の適正化を実施し効率的な事業運営に努めていきます。</p>
	<p>課題② 経営分析の強化 平成18年度から下水道事業が地方公営企業法の全部適用事業となったことで、的確な財政状況や経営成績の把握・分析と適正なコスト管理を実施して、経営の健全化・効率化に取り組んでいきます。</p>
	<p>課題③ 水洗化の促進 水洗化促進を積極的に行い、自主財源である下水道使用料の確保に努めていきます。</p>
	<p>課題④ 維持管理運営の効率化 終末処理場の効率的な維持管理を進めるために、組織体制の見直しや「包括的民間委託」を検討します。</p>
	<p>課題⑤ 使用料の適正化 まずは、上記①から④のような経営の効率化を実施するとともに、料金改定については、今後の下水道事業の経営状況及び一般会計の財政状況を勘案し、平成25年度の改定を実施していきます。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成〇年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		2,121	2,462	2,853	3,459	2,947	2,926	2,257	2,002	2,241
	資本費平準化債				63	300	163	163	163	163	163
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金		120			41					
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金		844	584	1,419	1,950	818	1,190	1,165	1,038	840
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金		194	148	213	239	120	81	56	92	93
	9. そ の 他		15								
	計 (A)		3,294	3,194	4,548	5,989	4,048	4,360	3,641	3,295	3,337
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	10	65	51	70					
	純 計 (A)-(B) (C)		3,284	3,129	4,497	5,919	4,048	4,360	3,641	3,295	3,337
	1. 建 設 改 良 費		3,363	2,922	4,583	5,781	3,336	3,761	3,492	3,228	3,282
	うち職員給与費		61	126	142	138	143	136	136	136	136
	2. 企 業 債 償 還 金		1,435	1,648	1,471	1,649	2,245	2,309	1,968	1,940	2,082
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他											
計 (D)		4,798	4,570	6,054	7,430	5,581	6,070	5,460	5,168	5,364	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,514	1,441	1,557	1,511	1,533	1,710	1,819	1,873	2,027	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		1,358	1,370	1,367	1,338	1,388	1,606	1,718	1,779	1,949
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金			10	65	51					
	4. そ の 他		156	61	125	122	145	104	101	94	78
計 (F)		1,514	1,441	1,557	1,511	1,533	1,710	1,819	1,873	2,027	
補てん財源不足額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)			39,218	40,032	41,477	43,587	45,452	46,792	47,368	47,590	47,912

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成〇年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的	収 支 分		2,830	2,850	2,900	2,850	2,753	3,000	3,000	3,000	2,950
	うち基準内繰入金		1,420	1,532	1,600	1,393	1,346	1,466	1,466	1,466	1,442
	うち基準外繰入金		1,410	1,318	1,300	1,457	1,407	1,534	1,534	1,534	1,508
資 本 的	収 支 分		120			41					
	うち基準内繰入金		85								
	うち基準外繰入金		35			41					
合 計			2,950	2,850	2,900	2,891	2,753	3,000	3,000	3,000	2,950

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)												
料金回収率*	(%)	27.1	38.9	43.8	45.3	41.6	40.9	41.1	40.8	48.1	55.5	
資本費	(円)	125.3	127.9	106.0	113.2	114.7	127.9	113.6	116.1	114.9	132.2	
総収支比率(法適用)	(%)		104.1	100.8	101.5	100.2	95.3	100.8	98.7	101.7	104.0	
経常収支比率(法適用)	(%)		104.1	100.8	101.5	100.2	95.3	100.8	98.7	101.8	104.0	
営業収支比率(法適用)	(%)		46.7	26.4	36.9	37.4	37.5	36.9	36.2	42.1	48.1	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)						12.6	9.9	13.1	7.3		
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	62.1										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	59.7	71.4	73.9	74.8	73.2	68.5	73.5	71.5	69.8	67.3
	うち基準内繰入金	(%)	22.5	35.8	39.7	41.3	35.8	33.5	35.9	35.0	34.1	32.9
	うち基準外繰入金	(%)	37.2	35.6	34.2	33.5	37.4	35.0	37.6	36.5	35.7	34.4
	資本的収入分	(%)	35.6	2.5			0.6					
	うち基準内繰入金	(%)	10.4	1.8			0.0					
	うち基準外繰入金	(%)	25.2	0.7			0.6					

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))/年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																																																						
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>1. 現在の料金設定の考え方（設定方法等） 現在の使用料は、平成7年4月に設定されたものですが、その概要は以下のとおりです。</p> <p>① 算定期間 平成6年度から平成8年度までの3年間</p> <p>② 使用料体系 従来の「基本料金及び一律従量料金制」を改め、新しく「基本料金及び6段階の累進料金制」とする。</p> <p>③ 使用料の対象とする経費 維持管理費は、雨水処理に係る経費、水質規制費及び水洗便所普及費等の公費で負担すべき費用を控除した全額とし、資本費は算入しない。</p> <p>④ 改定率 33.42%とする。</p> <p>⑤ 一般家庭用使用料 1,500円(20㎡/月)</p> <p>2. 料金水準に対する考え方(他市との比較) ○他市の下水道使用料（平成21年10月1日現在） （一般家庭用 20㎡/月あたり金額 単位/円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>沼津市</th> <th>静岡市</th> <th>浜松市</th> <th>富士市</th> <th>三島市</th> <th>富士宮市</th> <th>伊東市</th> <th>千葉県鎌ヶ谷市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>1,500</td> <td>2,651</td> <td>2,226</td> <td>2,100</td> <td>1,800</td> <td>1,858</td> <td>1,428</td> <td>2,575</td> </tr> </tbody> </table> <p>・沼津市の下水道使用料は、平成18年度末の全国平均の2,578円、県内市平均の2,032円と比較しても安く、県内の市の中でも伊東市の1,428円に次いで下から2番目に安くあります。使用料改定については、今後の下水道事業の経営状況及び一般会計の財政状況を勘案し平成25年度の改定を検討しています。</p> <p>3. 使用料設定の考え方 使用料改定における使用料設定については、平成26年度までに累積欠損金を解消するとともに、経常損益が黒字となること。また普及率が50%程度であることを考慮し、一般会計繰入金と使用料収入のバランスが取れた改定率を考えています。</p> <p>4. 今後の料金収入の見込み(有収水量や利用者数の推移等)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料収入(千円)</td> <td>1,057,000</td> <td>1,080,000</td> <td>1,101,000</td> <td>1,330,000</td> <td>1,565,000</td> </tr> <tr> <td>普及率(%)</td> <td>53.6</td> <td>54.9</td> <td>56.1</td> <td>57.0</td> <td>58.6</td> </tr> <tr> <td>処理区域内人口(人)</td> <td>111,348</td> <td>114,071</td> <td>116,532</td> <td>118,493</td> <td>121,863</td> </tr> <tr> <td>有収水量(㎡)</td> <td>13,610,382</td> <td>13,897,759</td> <td>14,150,107</td> <td>14,367,425</td> <td>14,549,713</td> </tr> <tr> <td>水洗化人口(人)</td> <td>93,933</td> <td>98,544</td> <td>103,155</td> <td>107,766</td> <td>112,377</td> </tr> </tbody> </table> <p>・6処理区のうち西部処理区、左岸処理区、戸田処理区の3処理区で現在整備中であるため、その整備計画に基づいて処理区域内人口及び普及率を算出しています。また、処理区域内人口及び普及率を踏まえつつ、水洗化人口及び有収水量を過去の実績を参考に算出しています。</p>		沼津市	静岡市	浜松市	富士市	三島市	富士宮市	伊東市	千葉県鎌ヶ谷市	下水道使用料	1,500	2,651	2,226	2,100	1,800	1,858	1,428	2,575		H22	H23	H24	H25	H26	使用料収入(千円)	1,057,000	1,080,000	1,101,000	1,330,000	1,565,000	普及率(%)	53.6	54.9	56.1	57.0	58.6	処理区域内人口(人)	111,348	114,071	116,532	118,493	121,863	有収水量(㎡)	13,610,382	13,897,759	14,150,107	14,367,425	14,549,713	水洗化人口(人)	93,933	98,544	103,155	107,766	112,377
	沼津市	静岡市	浜松市	富士市	三島市	富士宮市	伊東市	千葉県鎌ヶ谷市																																															
下水道使用料	1,500	2,651	2,226	2,100	1,800	1,858	1,428	2,575																																															
	H22	H23	H24	H25	H26																																																		
使用料収入(千円)	1,057,000	1,080,000	1,101,000	1,330,000	1,565,000																																																		
普及率(%)	53.6	54.9	56.1	57.0	58.6																																																		
処理区域内人口(人)	111,348	114,071	116,532	118,493	121,863																																																		
有収水量(㎡)	13,610,382	13,897,759	14,150,107	14,367,425	14,549,713																																																		
水洗化人口(人)	93,933	98,544	103,155	107,766	112,377																																																		
2 他会計繰入金の見込み	<p>一般会計繰入金の年度別推移(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出分繰入金</td> <td>2,850</td> <td>2,900</td> <td>2,850</td> <td>2,753</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>2,950</td> </tr> <tr> <td>収益的支出総額</td> <td>3,858</td> <td>3,875</td> <td>3,893</td> <td>4,020</td> <td>4,082</td> <td>4,193</td> <td>4,298</td> <td>4,384</td> </tr> <tr> <td>繰入率(%)</td> <td>73.9</td> <td>74.8</td> <td>73.2</td> <td>68.5</td> <td>73.5</td> <td>71.5</td> <td>69.8</td> <td>67.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一般会計繰入金については、一般会計の財政フレームの中で大枠が定められており、財政状況によるところが大きいです。企業努力をしていく中で、繰出基準以外の確保を図っていきます。</p>		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	収益的支出分繰入金	2,850	2,900	2,850	2,753	3,000	3,000	3,000	2,950	収益的支出総額	3,858	3,875	3,893	4,020	4,082	4,193	4,298	4,384	繰入率(%)	73.9	74.8	73.2	68.5	73.5	71.5	69.8	67.3																		
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																															
収益的支出分繰入金	2,850	2,900	2,850	2,753	3,000	3,000	3,000	2,950																																															
収益的支出総額	3,858	3,875	3,893	4,020	4,082	4,193	4,298	4,384																																															
繰入率(%)	73.9	74.8	73.2	68.5	73.5	71.5	69.8	67.3																																															

<p>3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み</p>	<p>1. 大規模な建設改良事業の実施予定の有無</p> <p>① 中部ポンプ場雨水ポンプ更新事業 総事業費 588,000千円(平成22年度から23年度)</p> <p>② 中部処理区管渠耐震化事業 総事業費 432,400千円(平成22年度から25年度)</p> <p>2. 資産売却等による収入の見込み 現時点では明確な計画はありませんが今後検討していきます。</p>
<p>4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの</p>	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	②	経常経費については、現在委託している業務の委託範囲を拡大し、その分職員数を削減することで経費の削減を図っていきます。
○ 定員管理	①②	<p>「II財務状況の分析 経営課題」における「課題① 組織体制の見直し」に対応する施策として、「沼津市行政改革プラン」が定められています。</p> <p>①平成20年度から平成22年度までで1人工（職員44名から43名に減）の件費の削減をしました。</p> <p>②今後の定員管理 ⇒ 23年度以降の沼津市行政改革プランは今年度中に策定予定ですが、水道部として平成23年度から平成26年度まで5人工（職員43名から38名に減、金額ベースで112,000千円の件費の節減）の削減を予定しております。</p>
○ 給与のあり方	①②	下水道事業会計における給与・手当の適正化については、一般会計に準じて実施しています。（給与の額、支給期日、昇給、支給条件等については、一般会計の職員の例によっています。）
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①②	<p>1. 給与構造の見直し 「給与構造改革」については、平成19年4月から、国にならって給与制度の改正を実施しました。 <本市における主な改正点></p> <p>①給料表 国にならって給料表の水準を約4.7%引き下げました。</p> <p>②昇給制度 勤務成績等に応じた処遇を推進するため、国にならって現行の1号給を4分割し、これまで年4回であった昇給期を年1回とするなどし、勤務成績等に応じた号数だけ昇給させることや、枠外昇給の廃止及び55歳昇給抑制制度の導入等を見直しを実施しました。</p> <p>③その他 ・調整手当を廃止し、地域手当を新設しました（平成18年10月から）。 （なお、地域手当の支給率については、国の定める支給区分と同じ6%です。） ・これまで定率制であった管理職手当を定額化しました（平成19年4月から）。</p> <p>2. 特殊勤務手当の支給について 特殊勤務手当については、これまでも勤務継続して見直しを進めてきたところであり、今後も、支給の妥当性をはじめ支給基準・支給額などについて点検を行いつつ、適正化に努めていく予定です。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	①②	技能労務職員の給与については、現在、行政職と同じ給料表（沼津市の給与に関する条例第3条別表）を適用しておりますが、国の技能労務職員に適用している行政職給料表（二）を導入するかどうかは、他の自治体の動向等にも注視しつつ、今後検討していく予定です。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①②	退職手当額の算定方法や支給率など退職手当の制度については、国家公務員にならったものとなっています。また、退職時特別昇給制度は、廃止しておりません。
◇ 福利厚生事業のあり方	①②	地方公務員等共済組合法に基づき、事業主負担を静岡県市町村職員共済組合へ適正に納付しています。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	<p>・各終末処理場の管理体制の一括管理を行い、維持管理運営の効率化に努めているところですが、今後更なる組織の再見直しを実施し、職員の臨時化や施設の延命化（保守・修繕）による維持管理費の削減を図ります。</p> <p>・「包括的民間委託」については行政改革プランにも「検討」について位置づけがされているが、委託業務範囲の拡大などを段階的に実施し、その状況によって検討していきます。</p> <p>・検討内容としては、先進都市などの実績事例などを調査し、「包括的民間委託」を導入した場合の経費削減額（人件費など）や問題点などを調査・研究していきます。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容																																																																						
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	⑤	料金改定については、今後の下水道事業の経営状況及び一般会計の財政状況を勘案し、平成25年度の改定を検討しています。																																																																						
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	⑤	<p>①料金収入の現状 平成21年度決算（見込）で、使用料単価の77.59円に対して、汚水処理原価は186.46円と1㎡あたり108.87円の赤字となっています。</p> <p>②他市との比較（20年度決算） <公共下水道></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国平均</th> <th>沼津市</th> <th>静岡市</th> <th>浜松市</th> <th>富士市</th> <th>三島市</th> <th>富士宮市</th> <th>伊東市</th> <th>千葉県鎌ヶ谷市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率（%）</td> <td>73.1</td> <td>44.5</td> <td>75.7</td> <td>67.5</td> <td>68.2</td> <td>66.4</td> <td>51.4</td> <td>34.2</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>使用料単価（円/㎡）</td> <td>134.22</td> <td>77.71</td> <td>152.65</td> <td>122.20</td> <td>121.40</td> <td>109.57</td> <td>111.13</td> <td>55.24</td> <td>169.83</td> </tr> <tr> <td>汚水処理原価（円/㎡）</td> <td>155.25</td> <td>164.18</td> <td>161.87</td> <td>122.51</td> <td>168.55</td> <td>155.21</td> <td>177.49</td> <td>79.89</td> <td>196.11</td> </tr> <tr> <td>使用料回収率（%）</td> <td>86.5</td> <td>47.3</td> <td>94.3</td> <td>99.7</td> <td>72.0</td> <td>70.6</td> <td>62.6</td> <td>69.2</td> <td>86.6</td> </tr> <tr> <td>使用料回収率<維持管理費>（%）</td> <td>202.4</td> <td>90.0</td> <td>228.5</td> <td>272.7</td> <td>188.2</td> <td>140.7</td> <td>141.6</td> <td>138.3</td> <td>177.5</td> </tr> <tr> <td>一般家庭用使用料（円）（20㎡/月）</td> <td>2,552</td> <td>1,500</td> <td>2,650</td> <td>2,226</td> <td>2,100</td> <td>1,800</td> <td>1,858</td> <td>1,428</td> <td>2,575</td> </tr> </tbody> </table> <p>（総務省 平成20年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より抜粋） ※このうち、「使用料単価」及び「一般家庭用使用料」では、県内21市中伊東市に次いで下から2番目という低い水準にあります。</p> <p>③料金水準および確保に対する考え方 ・沼津市は他市と比較しても下水道使用料が非常に低い水準となっています。特に使用料回収率（維持管理費）については100%を切っており、維持管理経費の財源の確保が重要課題のひとつであると考えます。使用料水準を決めるひとつの案として、使用料回収率（維持管理経費）が100%以上となるような使用料改定を検討していきます。 ・効率的な面整備と水洗化促進を積極的に行い、自主財源として使用料のさらなる確保を図っていきます（「II財務状況の分析 経営課題」・「課題③ 水洗化の促進」）。具体的な下水道使用料の確保対策としては、「使用料の改定」や「水洗化促進委託職員の増員」などを検討していきます。 ・料金改定を実施することにより、1㎡あたりの水量単価は平成26年度と比較しますと、改定前77.91円から29.6円増の107.51円となり、下水道料金収入は約4,300万円の増となります。</p>		全国平均	沼津市	静岡市	浜松市	富士市	三島市	富士宮市	伊東市	千葉県鎌ヶ谷市	普及率（%）	73.1	44.5	75.7	67.5	68.2	66.4	51.4	34.2	52.6	使用料単価（円/㎡）	134.22	77.71	152.65	122.20	121.40	109.57	111.13	55.24	169.83	汚水処理原価（円/㎡）	155.25	164.18	161.87	122.51	168.55	155.21	177.49	79.89	196.11	使用料回収率（%）	86.5	47.3	94.3	99.7	72.0	70.6	62.6	69.2	86.6	使用料回収率<維持管理費>（%）	202.4	90.0	228.5	272.7	188.2	140.7	141.6	138.3	177.5	一般家庭用使用料（円）（20㎡/月）	2,552	1,500	2,650	2,226	2,100	1,800	1,858	1,428	2,575
	全国平均	沼津市	静岡市	浜松市	富士市	三島市	富士宮市	伊東市	千葉県鎌ヶ谷市																																																															
普及率（%）	73.1	44.5	75.7	67.5	68.2	66.4	51.4	34.2	52.6																																																															
使用料単価（円/㎡）	134.22	77.71	152.65	122.20	121.40	109.57	111.13	55.24	169.83																																																															
汚水処理原価（円/㎡）	155.25	164.18	161.87	122.51	168.55	155.21	177.49	79.89	196.11																																																															
使用料回収率（%）	86.5	47.3	94.3	99.7	72.0	70.6	62.6	69.2	86.6																																																															
使用料回収率<維持管理費>（%）	202.4	90.0	228.5	272.7	188.2	140.7	141.6	138.3	177.5																																																															
一般家庭用使用料（円）（20㎡/月）	2,552	1,500	2,650	2,226	2,100	1,800	1,858	1,428	2,575																																																															
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入																																																																								
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		<p>①経営健全化計画の公開の状況 経営健全化計画及び沼津市行政改革プラン（下水道事業分を含む）を沼津市ホームページにて公表しています。</p> <p>②財務情報の公開の状況 沼津市全体の財務情報は沼津市ホームページにて公表しています。</p>																																																																						
○ 行政評価の導入		現時点では「行政評価」は導入していません。 今後は「行政評価」の方法・項目等について検討していきます。																																																																						
4 その他																																																																								

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	「Ⅱ財務状況の分析 経営課題」における「課題① 組織体制の見直し」欄及び『Ⅳ経営健全化に関する施策』における「経常経費の見直し・定員管理」欄に掲げたとおり平成22年度から平成26年度までに5人（職員43名から38名に減、5年間で合計112,000千円の人件費の節減）の削減を目指しています。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	定員管理の適正化及び料金改定の実施により繰越欠損金の解消に努めます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	料金改定により一般会計からの基準外繰出金の抑制を図っていきます
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
収入の確保	①	処理区域内人口(人)		98,662	102,029	106,212	109,614	113,458			116,532	118,493	121,863	
		A 増減		3,803	3,367	4,183	3,402	3,844		18,599	3,074	1,961	3,370	8,405
		水洗便所設置済人口(人)		83,369	86,317	89,962	93,062	96,439			103,155	107,766	112,377	
		B 増減		3,278	2,948	3,645	3,100	3,377		16,348	6,716	4,611	4,611	15,938
	C 増減	水洗化率(%)		84.5	84.6	84.7	84.9	85.0		0.6	88.5	90.9	92.2	
		有収水量(m)		13,152,300	13,520,000	13,719,000	14,113,000	14,507,000			14,150,107	14,367,425	14,549,713	
	D 増減	使用料単価(円/m ³)		77	78	79	79	79		1	78	93	108	
		(使用料収入/有収水量)		-1	1		1	0		0	-1	15	15	29
	E 増減	料金改定率(%)										38.0		
		(料金改定実施年度に記入)										38.0		38.0
	F 増減	③ 収納率(%)		90.0	90.0	90.2	90.4	90.6			90.8	91.0	91.2	
		G 増減		0.4	0.0	0.2	0.2	0.2		1.0	0.2	0.2	0.2	0.6
	H 増減	④ その他()												
経営の効率化	I 増減	管理運営費(千円)		4,001,000	4,074,000	4,179,000	4,324,000	4,400,000			4,193,000	4,298,000	4,384,000	
		J 増減		38,573	63,000	105,000	145,000	76,000		427,573	-207,000	105,000	86,000	-16,000
	K 増減	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)		41	40	39	39	39		-3	36	36	36	
		汚水処理原価(円/m ³)		261	258	261	262	260			191	192	194	
	L 増減	(汚水処理経費/有収水量)		9	-3	3	1	-2		8	-69	1	2	-66
		汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)		102	102	100	99	98			86	85	85	
M 増減	(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)		1	0	-1	-1	-1		-2	-12	-1	0	-13	
	⑥ その他()													
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	収入の確保	使用料 回収率(%) (E/K×100)		30.0	30.2	30.3	30.2	30.4						
		当初計画の目標値		8.7	3.5	3.0	1.3							
	経営の効率化	累積欠損金比率(%)									13.2	7.3	0	
		当初計画の目標値		40,438	41,740	43,295	43,813	44,207						
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	経営の効率化	企業債現在高(百万円)		40,032	41,477	43,587	45,452	46,792		47,368	47,590	47,912		
		当初計画の目標値												
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	収入の確保	使用料収入												
		改善効果額		6,100	6,100	7,300	7,300	9,200	36,000					
		①有収水量の増加		6,100	6,100	7,300	7,300	9,200	36,000					
		②使用料の適正化												
	経営の効率化	③収納率の向上												
		④その他()												
	経営の効率化	管理運営費	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの											
			改善効果額				21,276	22,742	23,840	67,858				
		⑤職員給与費の適正化	維持管理費(上記以外)の適正化				21,276	21,276	21,276	63,828				
			(不明水の削減による電気料金の削減)					1,466	2,564	4,030				
⑥その他()		改善効果額												
当初計画改善効果額 合計									103,858					
<参考>当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)														

